

国会関係について

【衆議院総務委員会での審議状況】 3月21日（水） 22日（木） 計5時間

○ 質問者 計14名（質問順・敬称略）

（3月21日）

- ①後藤祐一（民主） ②大西孝典（民主） ③杉本かずみ（民主）
④北村茂男（自民） ⑤丹羽秀樹（自民） ⑥谷公一（自民）

（3月22日）

- ⑦秋葉賢也（自民） ⑧平井たくや（自民） ⑨橘慶一郎（自民）
⑩稲津久（公明） ⑪塩川鉄也（共産） ⑫斎藤やすのり（きづな）
⑬柿澤未途（みんな） ⑭重野安正（社民）

○ 主な質疑項目（対NHK、順不同）

- ・ 24年度から26年度の経営計画での「10%還元」のあり方
- ・ 職員の給与・健康保険の負担割合
- ・ 公共放送のあり方
- ・ 受信料体系のあり方（支払率、免除制度、ホテル・旅館の受信料）
- ・ BSの受動受信
- ・ 震災、原発報道の検証・今後の災害報道体制・放送局の耐震対策
- ・ 国際放送の充実
- ・ 放送のネット同時配信
- ・ NHKオンデマンドの現状と見通し
- ・ 放送技術研究所の取り組み

○ 衆議院総務委員会の附帯決議 別紙 1

【参議院総務委員会での審議状況】 3月29日（木） 4時間20分

○ 質問者 14名（質問順・敬称略）

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| ①加賀谷健（民主） | ②吉川沙織（民主） | ③武内則男（民主） |
| ④片山さつき（自民） | ⑤磯崎陽輔（自民） | ⑥金子原二郎（自民） |
| ⑦山崎力（自民） | ⑧藤川政人（自民） | ⑨片山虎之助（たち日） |
| ⑩木庭健太郎（公明） | ⑪石川博崇（公明） | ⑫寺田典城（みんな） |
| ⑬山下芳生（共産） | ⑭又市征治（社民） | |

○ 主な質疑項目（対NHK、順不同）

- ・ 24年度から26年度の経営計画での「10%還元」のあり方
- ・ 職員数・職員の給与・健康保険の負担割合
- ・ 公共放送のあり方
- ・ 受信料体系のあり方（支払率、免除制度、ホテル・旅館の受信料）
- ・ BSの受動受信
- ・ 震災報道の検証
- ・ 放送局の建て替え、耐震対策
- ・ 緊急警報放送の活用
- ・ 地域発ドラマ
- ・ 国際放送の充実
- ・ 放送のネット同時配信
- ・ NHKオンデマンドの現状と見通し
- ・ ツイッター、フェイスブックへの取り組み
- ・ 経営委員会と執行部の役割分担

○ 参議院総務委員会の附帯決議 別紙 2

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

平成二十四年三月二十二日
衆議院総務委員会

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、受信料の値下げを含む業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行うこと。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。
- 二 協会は、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となって信頼確保に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 三 協会は、グループとしてのガバナンスにより、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、子会社等の重複業務の整理等を推進し、効率的なグループ経営を推進すること。
- 四 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えとともに、自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。
- 五 地上デジタル放送の東北三県を含めた本年三月末の完全移行後も、混信対策及び新たな難視聴対策に努め、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、恒久対策の着実な実施に努めること。
- 六 協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

七 協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、災害対応設備等の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の復興に資する震災報道に努めること。

さらに、災害報道を的確に伝えるに当たり、高齢者、障害者に関わるデジタル・デバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

八 受信料で運営されている特殊法人である協会は、給与等について国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。

九 デジタル放送への移行を経て、放送をめぐる環境が大きく変化する中において、引き続き協会が、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割についてその方向性を示すこと。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔平成二十四年三月二十九日〕
参議院総務委員会

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるように、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、受信料の値下げを含む業務の確実な実施及び更なる効率化並びに受信料体系の適切な見直し等の取組を適切に行うこと。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

二、協会は、リスクマネジメントの観点からも、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を高め、組織一体となって信頼の向上に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。

三、協会は、グループとしてのガバナンスにより、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、子会社等の重複業務の整理等を推進し、効率的なグループ経営を推進すること。

四、協会は放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えとともに、放送の自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。

五、地上デジタル放送の東北三県を含めた本年三月末の完全移行後も、混信対策及び新たな難視対策に努め、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、恒久対策の着実な実施に努めること。

六、協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認

識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。また、契約収納活動に要する営業経費の抑制に努めること。

七、協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、放送設備の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の検証・復興に資する報道に努めること。

八、受信料で運営されている特殊法人である協会は、給与等について国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。

九、デジタル放送への移行を経て、放送と通信の融合・連携が進み、放送をめぐる環境が大きく変化する中においても、協会は、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう引き続き努めるとともに、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割について、国民・視聴者から広く意見を聴いた上で、その方向性を示すこと。

十、高齢者、障害者に関わるデジタル・デイバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充を図ること。

右決議する。